次

目

規

則

○行政組織規則の一部を改正する規則

人

事

ページ

○県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

規

則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和三年三月二十六日

宮城県知事

村 井 嘉

○宮城県規則第二十八号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二款 総務部に属する機関(第三十条-第三十四条の二) 震災復興・企画部に属する機関(第三十四条の三)

款 総務部に属する機関(第三十条-第三十三条)

二款 復興・危機管理部に属する機関(第三十四条 – 第三十四条の三) 企画部に属する機関 (第三十四条の四 に、 「第三款」を「第四

「第四款」を「第五款」に、「第五款」を「第六款」に、

「第八款」に、「第八款」を「第九款」に改める。

第九条の表総務部の項中「、危機対策課、 消防課」 を削り、 同項の次に次のように加える。

管復 理 部:

危機

策復 課興

危機管理総務課、

復興支援・伝承課、

防災推進課、

消防課、

原子力安全対

第九条の表震災復興・企画部の項を次のように改める

(1)

都市計画課 課 浩 九 課」に改め、 条を加える 支援課」を「地域振興課」に改め、 務の項第 第十一条秘書課の分掌事務の項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同項第二号中「国際企画課

一号中

「を含む」を「その他の」に改め、

第十一条の二 復興・危機管理部各課室の分掌事務は、 次のとおりとする

復興・危機管理総務課

- 復興・危機管理行政の総合的な企画及び調整に関すること
- 危機管理方策の立案及び危機への対応の総合調整に関すること
- 危機管理の応急対策の総合調整に関すること。

 \equiv 四

「第六款」を「第七款」に、「第七款

- 危機管理に係る対策本部に関すること。
- 危機管理に係る市町村との連絡調整に関すること。
- 業務継続計画に関すること。

六 Ŧĩ.

防災会議に関すること。

七

八 無線通信に関すること。 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267 (毎週火,金曜日発行) 企 画

行

城

発

宮

部 総企 **心合政策課、** 一画総務課、 地域振興課、スポーツ振興課、地域交通政策課、統計課オリンピック・パラリンピック大会推進課、デジタルみやぎ推進課、

部の項中「園芸振興室」を「園芸推進課」に改め、「畜産課」の下に「、家畜防疫対策室」を加え、 社会推進室」を削り、同表経済商工観光部の項中「観光課、国際企画課、アジアプロモーション課」 染症対策室」を「疾病・感染症対策課、新型コロナ調整室、子育て社会推進課」に改め、「、子育て 「、農地復興推進室」を削り、同表土木部の項中「、復興まちづくり推進室」を削る 「、新最終処分場整備対策室」を加え、同表保健福祉部の項中「、震災援護室」を削り、 第九条の表環境生活部の項中「、原子力安全対策課」を削り、「竹の内産廃処分場対策室」の下に 「観光政策課、観光プロモーション推進室、国際政策課、国際ビジネス推進室」に改め、 「疾病・感 同表農政

項第五号中 及びアジアプロモーション課」を「国際政策課」に改め、 行啓等」を削り、 知事及び副知事の秘書事務に関すること 一条秘書課の分掌事務の項第五号中「あて」を「宛て」に改め、 「公益通報保護制度」を「公益通報者保護制度」に改め、 同号を同項第二号とし、 同項に第一号として次の一号を加える 同号を同項第三号とし、 同条地方税徴収対策室の分掌事 同条行政管理室の分掌事務の 同項第一号中

《復興・危機管理部各課室の分掌事務》

同条中危機対策課の分掌事務の項及び消防課の分掌事務の項を削り、

同条の次に次の

同条管財課の分掌事務の項第七号中「危機対策課」を

同条市町村課の分掌事務の項第二

- 九 国民保護協議会に関すること。
- 国民保護体制の整備等に関すること。
- + 災害救助及び災害弔慰金等に関すること。
- 十 二 被災者生活再建支援金に関すること。
- 十三 災害復興寄附金・義援金に関すること。

復興支援・伝承課

- 復興に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 復興に関する国、市町村及びその他の機関との連絡調整に関すること。
- \equiv 復興に関する広報(伝承を含む。)その他の啓発活動に関すること。
- 応急仮設住宅に関すること。

四

防災推進課

- 防災推進の総合調整に関すること。
- 地域防災計画に関すること。
- 三 地域防災力の向上に関すること。
- 四 危機管理事案対応当直に関すること。

- 市町村の消防組織及び消防防災施設等の指導に関すること。
- 石油コンビナート等防災計画に関すること
- 石油コンビナート等防災本部に関すること
- 危険物の規制及び危険物取扱者に関すること。
- Ŧi. 消防設備士及び防火管理者に関すること。
- 高圧ガスの保安及びガス事業に関すること。
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。
- 火薬類の取締りに関すること
- 猟銃等の製造販売の取締りに関すること。
- 電気工事士及び電気工事業に関すること。
- 電気用品の安全性の確保に関すること。
- 防災ヘリコプターの運航に関すること。

消防学校及び防災ヘリコプター管理事務所に関すること。

- 原子力安全対策課
- 原子力行政の総合調整に関すること。

スポーツ振興課

- 原子力発電所事故による被害対策の総合調整に関すること。
- 原子力発電所周辺地域における安全対策に関すること。

三

四

- 原子力発電所に係る緊急時安全対策に関すること。
- Ŧi. 原子力広報に関すること
- 環境放射線監視センターに関すること。

号を削り、第一号の号番号を削り、 九号までを一号ずつ繰り上げ、同条オリンピック・パラリンピック大会推進課の分掌事務の項中第二 推進課」を「復興支援・伝承課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第 務課の分掌事務の項中「震災復興・企画総務課」を「企画総務課」に改め、同項第三号中「震災復興 第十二条(見出しを含む。)中「震災復興・企画部」を「企画部」に改め、同条震災復興・企画総 同条震災復興推進課の分掌事務の項を次のように改める。

デジタルみやぎ推進課

- デジタルみやぎの推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 行政情報化の推進に関すること。
- 地域情報化の推進に関すること。
- 情報化に係る知識の普及及び指導に関すること。

四

- 電子署名に係る認証業務に関すること。
- 情報システムの最適化の推進に関すること。

六

Ŧi.

- 七 情報セキュリティポリシーに関すること
- 社会保障・税番号制度の推進に関すること
- 情報ネットワークシステムの最適化及び管理運営に関すること。

九 八

- 共通基盤システムに関すること。
- 庶務・給与システムに関すること。
- 電子申請システムに関すること。
- 情報システムの開発及び改善の技術的助言等に関すること

から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、 同項中第二号を削り、 振興課」に改め、同条地域復興支援課の分掌事務の項中「地域復興支援課」を「地域振興課」に改め、 号中「震災復興・企画総務課」を「企画総務課」に改め、同項第十号中「地域復興支援課」を「地域 第十二条震災復興政策課の分掌事務の項中「震災復興政策課」を「総合政策課」に改め、 「及び市町村震災復興計画」を削り、 第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、 同項の次に次のように加える。 同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号 同項第七号

- - 生涯スポーツの振興に関すること。 スポーツを通じた地域の振興に係る調整に関すること。
- 競技スポーツの振興に関すること。
- 兀 競技力向上の推進に関すること。
- 五. 総合運動場及びライフル射撃場に関すること。
- う名称で設立された法人をいう。)その他各種スポーツ団体の育成及び指導に関すること。 公益財団法人宮城県スポーツ協会(平成六年三月八日に財団法人宮城県スポーツ振興財団とい
- 第一号中「総合交通体系」を「地域交通体系」に改める。

第十二条総合交通対策課の分掌事務の項中「総合交通対策課」を「地域交通政策課」に改め、

同項

第十二条情報政策課の分掌事務の項を削る。

第十三条環境政策課の分掌事務の項に次の一号を加える

資源・エネルギー行政の総合調整に関すること。

第十三条環境対策課の分掌事務の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

水循環に関する施策の総合調整に関すること。

を削り、同条竹の内産廃処分場対策室の分掌事務の項の次に次のように加える 第十三条原子力安全対策課の分掌事務の項を削り、同条循環型社会推進課の分掌事務の項中第六号

新最終処分場整備対策室

- 公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場に関すること
- いう名称で設立された法人をいう。)に関すること。 公益財団法人宮城県環境事業公社(昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社と

に改める 第十三条消費生活・文化課の分掌事務の項第十六号中「文化の振興及び奨励」を「文化芸術の振興」

染症対策室」を「疾病・感染症対策課」に改め、同項の次に次のように加える 中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条疾病・感染症対策室の分掌事務の項中「疾病・感 第十四条震災援護室の分掌事務の項を削り、 同条医療政策課の分掌事務の項中第八号を削り、 同項

新型コロナ調整室

新型コロナウイルス感染症患者の医療及び療養等の調整に関すること。

子育て社会推進課

- 児童福祉行政及び母子保健行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 児童福祉思想の普及啓発に関すること。
- 少子対策の推進に関すること。

(3)

- 地域の子育て支援施策の推進に関すること。
- 児童の健全育成に関すること。
- 保育に関すること。

六 Ŧī. 四

児童委員及び主任児童委員に関すること。

第十四条子ども・家庭支援課の分掌事務の項中第一号を削り、同項中第二号を第一号とし、第三号

から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条子育て社会推進室の分掌事務の項を削る。

第十五条観光課の分掌事務の項中「観光課」を「観光政策課」に改め、同項第二号中「誘致及び」

を削り、同項の次に次のように加える。 観光プロモーション推進室

観光客の誘致に関すること。

ン課の所管に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第十一号を第十号とし、 ように改める。 第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条アジアプロモーション課の分掌事務の項を次の 七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「(アジアプロモーショ 五号中「(アジアプロモーション課の所管に属するものを除く。)」を削り、同項中第六号を削り、 第十五条国際企画課の分掌事務の項中「国際企画課」を「国際政策課」に改め、同項第四号及び第

国際ビジネス推進室

国際ビジネスの推進に関すること

推進課」に改め、同項に次の二号を加える。 号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条園芸振興室の分掌事務の項中「園芸振興室」を「園芸 同項第九号中「及び農業気象」を削り、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、 掌事務の項中第四号を削り、同項中第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、 同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条農山漁村なりわい課の分掌事務の項中第五号を削り、 同項中第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条みやぎ米推進課の分 第十六条食産業振興課の分掌事務の項第五号中「農山漁村なりわい課」を「農業振興課」に改め、

- 強い農業づくり交付金に関すること。
- 農業気象に関すること。

次に次のように加える 第十六条畜産課の分掌事務の項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、

家畜防疫対策室

家畜、 家きん及びみつばちの保健衛生に関すること。

獣医事及び動物用医薬品に関すること。

削り、 第十六条農村整備課の分掌事務の項第六号中 同条農地復興推進室の分掌事務の項を削る 「(農地復興推進室の所管に属するものを除く。)」

業共済組合」に改める。 第十七条水産林政総務課の分掌事務の項第三号中 \neg 漁業共済組合及び漁船保険組合」を 「及び漁

く。 <u>)</u> 第十八条都市計画課の分掌事務の項第十号中「(復興まちづくり推進室の所管に属するものを除 を削り、 同条復興まちづくり推進室の分掌事務の項を削る

一十一条の二第二項の表中 部災復興・企画 総務課 震災復興・企画 を

部復興

危機管理

総務課 復興·危機管理

に改める。

画部

企画総務課

整備対策室」を加え、 一十一条の四第一項の表環境生活部の項中「竹の内産廃処分場対策室」の下に「、新最終処分場 一十一条の三第四項中「総務部人事課」の下に「、復興・危機管理総務課」を加える。 同項の表保健福祉部の項を次のように改める。

保健福祉部 症対策課疾病・感染 医療政策課 障害福祉課 精神保健推進室 医療人材対策室 新型コロナ調整室

第 二十一 条の四第一項の表経済商工観光部の項中

商 工金融課

中小企業支援室

を

商 工金融課

観光政策課 観光プロモーション推進室

中小企業支援室

国際政策課 国際ビジネス推進室

改め、 同表農政部の項中

を

進課みやぎ米推 農村整備課 農地復興推進室 園芸推進室

同表土木部の項を削る

畜産課

家畜防疫対策室

に

を

改め、 第 $\overline{\pm}$ 一条第一項の表オリンピック・パラリンピック大会推進局長の項中「震災復興・企画部」を

興・企画部長」を「企画部長」に改め、 同表次長の項を次のように改める

「並びにスポーツを通じた地域の振興に係る調整に関する事務」を削り、

「震災復

「企画部」に改め、

副部長 副局長 局 部 保健福祉部長又は医療健康局長)を補佐する。上司の命を受け、部の事務を整理し、部長(保健福祉部にあつては、 上司の命を受け、 局の事務を整理し、 局長を補佐する。

一十二条第一項の表室長の項の次に次のように加える。

第

佐括技術補 佐括室長補 佐括課長補 る。) 必要と認め 限の事が る。) 必要(知事が の。) 室 課 において同じ。)を補佐する。 げる組織にあつては、課長及び同表の上欄に掲げる職。以下この項上司の命を受け、課の事務を整理し、課長(第三項の表の中欄に掲 上司の命を受け、 上司の命を受け、 上司の命を受け、 室の専門的技術に関し、 室の事務を整理し、 課の専門的技術に関し、 室長を補佐する。 課長を補佐する。 室長を補佐する

欄に掲げる組織にあつては、課長及び同表の上欄に掲げる職。 十 一条第一項の表課長補佐の項中 「受け、 課の」 の下に「一 以下この項において同じ。)」及び 部の」を加え、「(第三項の表の中

に

専門監

総合政策課

興専門監

興課 スポーツ振

ツ団体に関する事務を掌理する。上司の命を受け、スポーツの振興に係る施策の推進及びスポー

に

行政評価に関する企画及び調整に関する事務を掌理する。上司の命を受け、重要施策及び総合計画の企画及び調整並びに

のように加える。第二十二条第二項の表危機管理監の項中「総務部」を「復興・危機管理部」に改め、同項の次に次

策推進監
企画部
する事務を処理する。上司の命を受け、デジタル政策に係る施策の推進及び総合調整に関

第二十二条第三項の表危機対策企画専門監の項を次のように改める。

画専門監企	対策専門監原子力防災	画専門監 危機管理企
やぎ推進課	対策課	管理総務課
ワークに関する事務を掌理する。上司の命を受け、デジタル化の推進、情報システム及び情報ネット	る。 上司の命を受け、原子力防災の推進及び調整に関する事務を掌理す	する。 上司の命を受け、危機管理に係る企画及び調査に関する事務を掌理

第二十二条第三項の表中

対策専門監 対策課 行政評価に関する企画及び調整に関する事務を掌原子力防災 原子力安全 上司の命を受け、「「報システム及び情報ネットワークに関する」は「報政策課 上司の命を受け、「情報システム及び情報ネットワークに関する」と言いの。 上司の命を受け、重要施策及び総合計画の企画及び調整並びに 選災復興政 上司の命を受け、重要施策及び総合計画の企画及び調整並びに
策課 日司の命を受け、原子力防災の推進及び調整に関する事務を掌報政策課 上司の命を受け、情報システム及び情報ネットワークに関する課 事務を掌理する。
司の命を受け、原子力防災の推進及び調整に関する事務を掌司の命を受け、情報システム及び情報ネットワークに関する務を掌理する。 の命を受け、情報システム及び情報ネットワークに関する 務を掌理する。

改め、同項の表男女共同参画推進専門監の項の次に次のように加える。

保健福祉政
保健福祉総
上司の命を受け、
保健福祉行政の総
の総合的な企画及び調整に関する事
1,

(5)

策専門監 | 務課 | 務を掌理する。

進課」に改め、同表観光振興専門監の項を削り、同表監視伝染病対策専門監の項を次のように改める。第二十二条第三項の表子ども・子育て支援専門監の項中「子ども・家庭支援課」を「子育て社会推

課」を「復興・危機管理部復興支援・伝承課、企画部総合政策課」に改める。課」に改め、同表企画員の項中「震災復興・企画部震災復興推進課、震災復興・企画部震災復興政策第二十二条第四項の表政策調査員の項中「震災復興・企画部震災復興政策課」を「企画部総合政策

第二十二条第五項の表主任主査の項の次に次のように加える

査 | 画し、並びに技術主査の事務を整理する。 | 画し、並びに技術主査の事務を整理する。

第二十五条の二に次の一項を加える。

第二十七条第一項の表技術副所長の項の次に次のように加える。第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。

長総括技術次	総括次長
限地方機関 (知事が関) と知事が必 (知事が必) にる (知事が必) にる (関) という (限地要(知事と認めが 関本を認めが 関なる。) 関なる必 関なる。)
地方機関の長及び技術副所長を補佐する。 上司の命を受け、地方機関の専門的技術に関し、地方機関の長又は	する。農業試験場にあつては副場長。以下この項において同じ。)を補佐農業試験場にあつては副場長。以下この項において同じ。)を補佐農業試験場にあつては副校長、古川宮城障害者職業能力開発校、高等看護学校、職業能力開発校、機関の長及び副所長(消防学校、高等看護学校、職業能力開発校、機関の長及び副所長(消防学校、高等看護学校、職業能力開発校、古川の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長又は地方上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長又は地方

者は、 所長を補佐するものとする。」を削り、 機関の一部の事務を整理し、地方機関の長又は地方機関の長及び副所長を補佐するものとする。」を ては副場長。以下この項において同じ。)」及び「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、 業能力開発校、宮城障害者職業能力開発校及び農業大学校にあつては副校長、 第二十七条第一項の表次長の項中「受け、地方機関の」の下に「一部の」を加え、「(消防学校、 地方機関の一部の事務を整理し、園長を補佐するものとする。」を削り、 同表技術次長の項中「受け、地方機関の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命 地方機関の 一部の事務を整理し、 同表副園長の項中 地方機関の長又は地方機関の長及び技術副 「ただし、 総括担当を命ぜられた者以外の 古川農業試験場にあつ 同表副校長の項を次 . 地方 職

(b) の

ように改める。

第二十七条第二項の表部長の項の次に次のように加える

(知事が必と 地方機関に 地方機関に 大機関の長及び技術副所長を 地方機関に 地方機関に 大機関の長及び技術副所長を である。)			
る。) と認める 先機関の長及び技術副所長を補佐する。 大機関に 先機関の長及び技術副所長を補佐する。 と認める 先機関の長及び技術副所長を補佐する。 関の長及び副所長を補佐する。 関の長及び副所長を補佐する。	総括欠長	1	括技術
関の長及び技術副所長を補佐する。関の長及び技術副所長を補佐する。	要と認める 出 先 機 関	る方と	る方と知先 。)機認事機 関めが機
	上司の命を受け、出先機関の事務を整理し、出先機関の長、出先機	の長及び副所長を補佐する	関の長及び技術副所長を補佐する。の命を受け、出先機関の専門的技術に関し、出先機関の長、

削り、同条第三項の表副部長の項の次に次のように加える。 担当を命ぜられた者以外の者は、出先機関の一部の専門的技術に関し、支所長を補佐するものとする。」をを削り、同表技術次長の項中「受け、出先機関の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、出先機関の一部の事務を整理し、支所長を補佐するものとする。」担当を命ぜられた者以外の者は、出先機関の一部の事務を整理し、支所長を補佐するものとする。」

総括次長 部方機関の 部先機関の 局方機関の 部方機関の 部先機関の 局方機関の 上司の命を受け、 と司の命を受け、 と司の命を受け、 一司の命を受け、 一司の命を受け、 一司の命を受け、 地方機関の局の事務を整理し、 出先機関の部の事務を整理し、 出先機関の部の専門的技術に関し、 地方機関の局の専門的技術に関し、 地方機関の部の専門的技術に関し、 地方機関の部の事務を整理し、 局長を補佐する。 部長を補佐する。 部長を補佐する。 部長を補佐す 部長を補佐す 局長を補佐す

第二十七条第三項の表次長の項中「受け、地方機関の部の」の下に「一部の」を加え、「ただし、

関の部の一部の専門的技術に関し、部長を補佐するものとする。」を削り、「受け、地方機関の局の」 地方機関の部の」の下に「一部の」を加え、「ただし、 関の部の一部の事務を整理し、部長を補佐するものとする。」を削り、 出先機関の部の」の下に「一部の」を加え、「ただし、 る。」を削り、 部長を補佐するものとする。」を削る を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、出先機関の部の一部の専門的技術に関し、 門的技術に関し、局長を補佐するものとする。」を削り、「受け、出先機関の部の」の下に「一部の」 の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機関の局の一部の専 者以外の者は、 総括担当を命ぜられた者以外の者は、 「受け、 地方機関の局の 地方機関の局の」の下に「一部の」を加え、「ただし、 一部の事務を整理し、 地方機関の部の一部の事務を整理し、 局長を補佐するものとする。」を削り、「受け、 総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機 総括担当を命ぜられた者以外の者は、 同表技術次長の項中「受け、 部長を補佐するものとす 総括担当を命ぜられた 出先機

·加える。 第六十三条第八項地方振興部の分掌事務の項中第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号第三章第三節中第八款を第九款とし、第七款を第八款とし、第六款を第七款とする。

第三十六条を次のように改める。 第三章第三節中第五款を第六款とし、第四款を第五款とする。 十六 みやぎ東日本大震災津波伝承館の展示に関すること(東部地方振興事務所に限る。)。 十五 復興に関する宮城復興局等との連絡調整に関すること(東部地方振興事務所に限る。)。

第三十六条 削除

第三章第三節中第三款を第四款とする。

第三章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款 企画部に属する機関

第三章第三節第二款中第三十四条の三を第三十四条の四とする。

第三章第三節中第二款を第三款とする

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

(環境放射線監視センター)

め、環境放射線監視センターを設置する。ともに、原子力発電所周辺地域における緊急時安全対策及び原子力に係る知識の普及啓発を行うた第三十四条の三 原子力発電所周辺地域その他必要な地域における環境放射線等の監視測定を行うと

環境放射線監視センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

2

(7) 令和3年	3月26日	金曜日	宮	城	県	公	報			号外第	10号
「宮 城 県 復」	症対策室 を 症対策課 を 疾病・感染	議の項中 策課 を 地域交	利用計画審議会の項中 援課 地域復興支	別表第二宮城県防災会議の項中 危機	る。 第九十七条第三項の表宮城県仙台地方ダ	十	がある。	五 原子力に係る知識の普及啓発四 原子力発電所周辺地域におけ四 原子力	環境放射線等の測定方法に係る調原子力発電所周辺地域の環境放射	3 環境放射線監視センターの所掌事務は、宮城県環境放射線監視センター	名
	に改め、同表宮城県いじめ調査結果検証等委員会の項の次		を 地域振興課 に改め、同表宮城県交通安全対策会「	機対策課を管理総務課に改め、同表宮城県国土			席主任研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置くこと		1/17 完	(次のとおりとする。)	·
改め、同表宮	委管福宮 員理祉城 会選指保	給 審慰金 等 会等 等	季管理社部指定 選出 変別 変別 変別 変別 変別 変別 変別 変別 変別 変別 変別 変別 変別	別表第二中	委員会 管運動場指名 選出	審議会審議会	県行政評価委	別表第二宮	会者部指定管理 定套理画	給審查 会 支	異理理部指定定管管
城県福祉有償運送運営協議会の項中「第四十九条第一項第三号」を	定 しょうとするものの選定に関すること。 保健福祉部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定	支に関すること。 「に関する東日本大震災による死亡又は障害であるか否かの審議に関する東日本大震災による死亡又は障害であるか否かの審議を関すること。	定 しようとするものの選定に関すること。 保健福祉部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定	计	定 の選定に関すること。	事項の調査審議に関すること。 「はる地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要といる。	安員会の項の次に次のように加える。	城県総合計画審議会の項中 策課	 選定に関すること。 選定に関すること。 企画部が所管する公の施設(宮城野原公園総合運動場及び総合運動	東日本大震災による死亡又は障害であるか否かの審議に関すること。	定しようとするものの選定に関すること。 復興・危機管理部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指
「第四十九条第二号」	務保健福祉総	震災援護室	務課 福祉総 を		同	興 課 ー ツ 振		に改め、同表宮城	企画総務課	同	管理総務課 機

号外第10号	宁 兮相	3年3月	月26日	金曜日	宮		県		公	報				(8)
	1	_	, を		_	1 別			別	部派フォウ			7	に改め、
仙南総合プール	場以外の施設) 第二総合運動場(仙南総	外の施設) (宮城球場及び駐車場以 宮城野原公園総合運動場		場に限る。) 場に限る。) 及び駐車 場に限る。) 場に限る。)	の国、 口を、医・足して車庫、野外快事場、倉庫・館、野外炊事場、倉庫・こもれびの森(森林科学	別表第三中	国際企画語	-	別表第二宮城県観光振興財源検討会議	調整委員会 宮城県障害 障害を理由とす 会ごくり条例 定によるあっ おこと。	推進課 に改め、『	策課・感染に改め、		
柴田郡柴田町	同	仙台市		罗展市			国際政策語した記		ሎ検討会議の項を削	せん及び第十四名	同表宮城県リハビリテー	表宮城県次世代		守及び遷延性意識
セントラルスポーツ株式会社	グループ宮城県スポーツ協会・ミズノ	振興事業団公益財団法人仙台市スポーツ		林インストラクター協会	特定非営利活動法人宮城県森		に は と る		削り、同表宮城県多文化共生社会推進審議会の	すること。 定によるあっせん及び第十四条第一項の規定による勧告の求定によるあっせん及び第十四条第一項の規定による勧告の求会づくり条例(令和三年宮城県条例第十八号)第十三条第二章書を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生に	ション協議会の項の	同表宮城県次世代育成支援対策地域協議会の項中		同表宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会の項中 症対疾病
同 ———	同	スポーツ振興課		F. 外: 化P 寄祀 計正	TTT AVE THE				会推進審議会の項中	め項す にのる 関規社 同	次に次のように加える。	推進室社会を		症対策室疾病・感染
親光課	野営場の項中北	<u> </u>	に改め、同表七ツ森	船形の郷	第二啓佑学園	<u>ح</u>	第二啓佑学園	船形の郷	に改め、同表県民の	場に限る。) 場に限る。) 及び駐車 野鬼(山菜・薬草見本	三重、 予ト度に ままり かん ままり かん	場設 場設 ボート ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー	補助競技場、投ジアム、宮城ス総合運動公園の	長沼ボート場
	北日本ビル清		森希望の家の項中			-			(の森の項中「は	及びキ見性車ン本権	流森 混倉林 挂庫子	I	てき場、	
観光政策課	本ビル清掃株式会社			黒川郡大和町	同		仙台市	黒川郡大和町	「仙台市」の下に「、	栗原市	者	宮城郡利府町		登米市
に改め、同表	を「唐桑町観光協会		黒川郡大和町を同	同	同		同	同	富谷市」を加え、	株式会社ゆめぐり	岩坂県ライフル 身撃協会	・ラルスポースポースポースポースポート		宮城県ボート協会
同表みやぎ産業交流センター	協会			同	同	-	同	同	同表中	自然保護課	<i>会</i>	ツ利 グ興]	同
ゼンターの項中	١٤		に改め、同表御崎							、護課				

10号	\neg	国際企画課	∟ を	国際政策課	に改め、同表中		及市
·外第1			ı				この規則は
号		松岩漁港の指定施設	n.c	気仙沼市	宮城県漁業協同組合	水産業基盤整備課	:
	を						
		鯖護岸横泊地に限る。小鯖漁港の指定施設	。 	気仙沼市	宮城県漁業協同組合	水産業基盤整備課	
		鮪立漁港の指定施設	ii.	同	同	同	
R		松岩漁港の指定施設	100	同	同	同	
公 幸		る。) (七半沢防波堤横泊地に限 が内沼防波堤横泊地及 被路上漁港の指定施設	に 地施 限及設	同	同	间	
県		浜桟橋横泊地③に限る。) 草B防波堤横泊地、浦の 草B防波堤横泊地、浦の (田尻防波堤横泊地、磯 浦の浜漁港の指定施設	る浦浦、施。	同	同	同 -	
城	に	に改め、同表波伝谷漁港「	の指定	同表波伝谷漁港の指定施設の項を削り、	同表宮城県総合運動公園の	項中「宮城県総合運動公	
宮	園	を「総合運動公園」	に改め、		同表矢本海浜緑地の項の次に次のように加える。	える。 。	
		園 石巻南浜津波復興祈念公		石 巻 市	ジメント共同事業体石巻南浜津波復興祈念公園マネ	同	
金曜日		この規則は、令和三年四月一附 則	·四 月	日から施行する。	ତ ୍		
3月26日		令和三年三月二十六日県立都市公園条例施行規則	月期の	_	部を改正する規則をここに公布する。		
令和3年	오	○宮城県規則第二十九号	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	T	宮城県知事村	井嘉浩	
(9)			<u> </u>	/ E	1 - 7 + F		

び第九条第二項第一号中「教育庁スポーツ健康課」を「企画部スポーツ振興課」に改める。 公園条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

は、令和三年四月一日から施行する。